

第19回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和3年3月15日（月）
午後4時30分から
場 所 防災合同庁舎 301会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

（1） 香川県の準感染警戒期における対策について

（2） 高松市における新型コロナワクチン住民接種体制について
（4月からの接種体制などについて）

3 その他

4 閉 会

香川県の現状

第42回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議
 資料抜粋（令和3年3月12日開催）

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数	3月 累積新規感染者数 (3月10日現在)	2月 累積新規感染者数
11人	6人	14人	95人

指 標	3月10日現在	(参考) 国分科会提言（R28.7） における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 1.2人 <直近1週間(3.4～3.10) 11人>	1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
②感染経路不明者数の割合	63.6% <①の11人のうち感染経路不明は7人>	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	1.8 <先週1週間(2.25～3.3) 6人>	1を超える	
④病床のひっ迫具合（病床全体）	8.1% <入院患者17人／病床209床>	20%以上	50%以上
〃（うち重症者用病床）	0.0% <重症患者0人／病床26床>	20%以上	50%以上
⑤療養者数（対人口10万人）	10万人当たり 2.0人 <19人〔入院17、宿泊療養等2〕>	10万人当たり 15人以上	10万人当たり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	0.2% <陽性11人／検査数5623人>	10%以上	

準感染警戒期における対策（3月13日以降）について

令和3年3月12日

1. 県民への協力依頼等

（1）外出について

- 感染拡大地域（新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安）への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力依頼
また、当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力依頼
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼
別添2（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力依頼
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力依頼
別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力依頼
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力依頼
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力依頼
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力依頼等

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼
別添2（再掲）：業種別ガイドライン
別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策
別添8（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲

示することを協力依頼

別添 3 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添 9 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力依頼。特に、この期間は集中的に協力依頼
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力依頼
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力依頼
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力依頼
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者や接する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること
- 介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請 ※法第 24 条第 9 項

3. 催物（イベント等）の開催

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力依頼
協力依頼に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添 10 (省略) : 催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添 11 (省略) : 催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応」のとおり)

国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について

令和3年1月8日

令和3年2月3日改正

令和3年3月5日改正

○対象期間：1月8日（金）～3月21日（日）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- ・緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛の協力要請
- ・日程の延期ができない、また、オンラインなどで代替がきかない不要不急以外の用件で緊急事態宣言対象区域を往来する場合は、感染防止対策を徹底し、対象区域となる都道府県の要請に従うよう協力要請

（2）飲食について

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物の前後における大人数での会食等を控えるよう協力要請

2. 事業者への協力要請（法第24条第9項）

- ・香川県に本社・本店が所在する企業に対し、緊急事態宣言対象区域に有する支社・支店等におけるテレワークの徹底について協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物の主催者に対し、催物の前後における大人数の会食等を控えるよう呼びかけることの協力要請

4. 緊急事態宣言対象区域から来県される方への協力依頼（法によらない協力依頼）

- ・お住まいの地域において、感染拡大の状況を踏まえ、地域外への移動についてどのような対応が求められているのかを十分確認するよう協力依頼
- ・体調が悪い方や来県前2週間以内に『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当するような感染リスクの高い行動をとった方は、本県への帰省や旅行等を控えるよう協力依頼

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正
令和2年12月8日改正
令和3年1月8日改正

			(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況			感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)	
移行基準	感染の状況	①直近 1 週間の累積新規感染者数 (直近 1 週間の人口 10 万人当たりの累積新規感染者数)	—	5 人程度以上 (0. 5 人以上)	2 4 人程度以上 (2. 5 人以上)	4 8 人程度以上 (5 人以上)	9 6 人程度以上 (1 0 人以上)	2 3 9 人程度以上 (2 5 人以上)	
		②感染経路不明者数の割合	—	5 0 %以上	5 0 %以上	5 0 %以上	5 0 %以上	5 0 %以上	
		③直近 1 週間と先週 1 週間の比較	—	—	—	—	直近 1 週間が先週 1 週間より多い	直近 1 週間が先週 1 週間より多い	
	医療提供体制等の負荷	④病床のひっ迫具合 (病床全体)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率 1 / 5 以上又は現時点の確保病床の占有率 1 / 4 以上	最大確保病床の占有率 1 / 2 以上	
		“ (うち重症者用病床)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率 1 / 5 以上又は現時点の確保病床の占有率 1 / 4 以上	最大確保病床の占有率 1 / 2 以上	
		⑤療養者数 (人口 10 万人当たりの全療養者数※) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	—	—	9 6 人程度以上 (1 0 人以上)	2 3 9 人程度以上 (2 5 人以上)	
	監視体制	⑥直近 1 週間の P C R 陽性率	—	—	—	—	1 0 %以上	1 0 %以上	
	解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間 (少なくとも 2 週間) 経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
	○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制 (検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
対応方針	共通事項 (※ 1)		3 密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ (COCOA)」のインストール・積極的活用						
	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1) の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・ (1) の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨による要請】 ・ (1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 ・特に、県内のクラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への外出自粛の要請を検討	【法 24⑨による要請】 ・ (4) の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設 (※ 2) のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への県内での外出自粛の要請を検討 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討	【法 24⑨又は法 45①による要請】 ・ 県内での外出自粛の要請を検討 ・ 県外への移動自粛の要請を検討		
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務 (テレワーク)、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法 24⑨による要請】 ・ (1) の対策の強力な推進	【法 24⑨による要請】 ・ (3) の対策に加え、 ・クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24⑨による要請】 ・ (3) の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設 (※ 2) のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24⑨又は法 45②による要請】 ・ (3) の対策に加え、 ・感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き特措法対象施設等への休業等の要請を検討		
	イベント等の開催 (※ 3)	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物 (イベント等) の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法 24⑨による要請】 ・ (1) の対策と同様	【法 24⑨による要請】 ・ (1) の対策と同様	【法 24⑨による要請】 ・ (1) の対策に加え、 ・全国的大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討	【法 24⑨又は法 45②による要請】 ・ 原則中止・延期の要請を検討		
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・ (1) の対策と同様	・ (1) の対策と同様	・ (1) の対策に加え、 ・多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討	・全ての施設の休館を検討		
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制 (検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※ 1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※ 2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して判断 ※ 3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言が発出された場合は、基本的対処方針や緊急事態宣言対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討									

高松市における新型コロナワクチン住民接種体制について

1 住民接種概要

地元医師会等関係機関の御協力を得ながら、医療機関で行う**個別接種**をメインとし、市有施設等で行う**集団接種**を補完的に組み合わせた形で、短期間での接種完了を目指す。

2 接種場所

個別接種… 2 2 5 医療機関

原則、診療時間内

集団接種… 1 3 か所（臨時会場含む。）

原則、土・日概ね 3 時間

3 接種場所配置図

別添のとおり

4 ワクチン供給量の見込み

本市に 4 月に配送される高齢者向け優先接種用ワクチン
約 4,500 人分（2 回接種を想定）

高松市における新型コロナワクチン住民接種体制について

5 4月の接種体制

65歳以上の高齢者約12万人に対し、4月のワクチン供給量は3～4％程度であり、全ての人が一斉に接種を受けられる状況にないことから、次の接種体制とする。

① 75歳以上の高齢者を先行接種する。

→感染するとより重症化しやすい人を優先

② 個別接種を先行して実施する。

→かかりつけ医等で安心してワクチンを接種

6 接種券の発送

75歳以上 令和3年3月31日（水）

65歳～74歳 令和3年4月下旬以降

7 接種券と一緒に送るもの

お知らせ、予診票、個別接種協力医療機関一覧

高松市における新型コロナワクチン住民接種体制について

8 予約開始日

令和3年4月5日（月）から （接種券が届いた方から個別接種協力医療機関へ）

9 接種開始日

令和3年4月19日（月）の週から（予約順に接種）

10 5月以降の接種体制

令和3年3月12日付け「第4回自治体説明向け説明会」資料1によると、6月末までに、高齢者約3,600万人2回分のワクチン配布を完了する見込みであることから、5月以降、本格化するワクチン接種に対応するため、個別接種に加え、集団接種会場での接種も実施する。

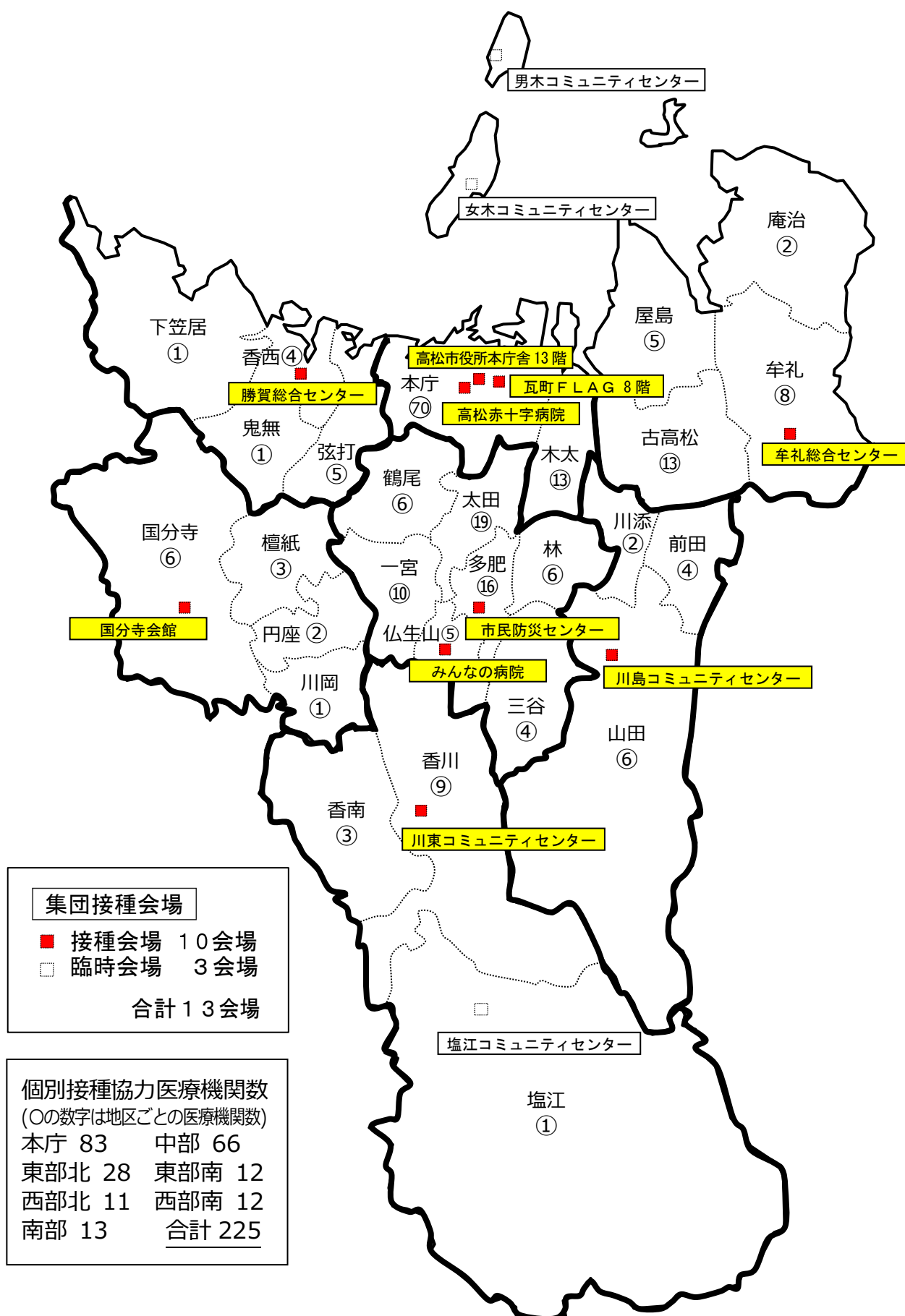
11 高松市新型コロナワクチン接種コールセンター

本日（3月15日）開設 （毎日（祝日含む）午前9時～午後6時）

市民からの問合せに迅速に対処するため、開設当初は20回線に対応。

087-887-7547

集団接種会場・個別接種協力医療機関数



市民の皆様へのメッセージ

～年度末から年度初めを迎えて～

令和3年3月15日

香川県では、県内での感染状況を踏まえ、3月13日から、新型コロナウイルス感染症対処方針の警戒レベルを「感染警戒期」から「準感染警戒期」に引き下げたところです。

本市におきましても、市民の皆様の御協力のおかげで、新規感染者は減少傾向にありますが、これから迎える年度末から年度初めにかけては、進学や就職などに伴う人の移動や、歓送迎会などによる会食の機会等、感染のリスクが高まる場面が増える時期となりますので、決して油断はできません。

市民の皆様には、感染が再び増加傾向にならないよう、特に、この時期は、次の点に御留意いただきたいと思います。

- 感染拡大地域への不要不急の往来については、引き続き、慎重に検討してください。
- 進学、就職、転勤などで移動をする場合には、移動前後の2週間は、大人数や長時間におよぶ飲食など、感染リスクの高い場面を避けてください。
- 歓送迎会、謝恩会、お花見などを行う場合は、特に注意し、少人数・短時間で実施するなど、感染防止対策をしっかりと行ってください。
- 引き続き、「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いの励行」など、基本的な感染防止対策を徹底してください。

私たちは、これまでの1年以上にわたる、新型コロナウイルスとの闘いの中で、多くのことを学びました。感染を再び拡大させないよう、私たち一人一人が、これまでの学びの成果をしっかりと実践していくことが、何より重要となってまいります。

引き続き、感染防止対策の徹底に、御協力をお願いいたします。

高松市長 大西 彩人